

医政医発 0703 第 5 号
令和 5 年 7 月 3 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて

今般、令和 2 年 9 月 16 日最高裁判所決定（平成 30 年（あ）1790 号医師法違反被告事件）において、当該決定におけるタトゥー施術行為は医行為でないと判示されたことを踏まえ、厚生労働科学特別研究事業として、従来の医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に関する学説・判例等の概要を整理し、また、当該決定の内容を検討した上で、今後の同条の運用のあり方について検討を行った。

検討においては、当該決定におけるタトゥー施術行為が医行為でないと判示された根拠事情のうち、最も重要かつ本質的な点は、「タトゥーは、歴史的に、長年にわたり医師免許を有しない彫り師が行ってきた実情があることである」と示された上で、「すなわち、タトゥーの担い手は歴史的に医療の外に置かれてきたものであり、そのこと自体が、タトゥーの社会的な位置づけを示すものとして理解されうる」と示された。

また、アートメイクについては、医療の一環として医師・看護師等の医療従事者が関与している実態があり、「一定の侵襲性が認められることや、医療従事者による安全性水準の確保がきわめて重要と考えられること」から、医行為該当性が肯定できるものと考えられると示された。

今般、別紙 1 のとおり福島県保健福祉部長から照会があり、これに対し上記も踏まえた上で、別紙 2 のとおり回答したので、関係方面への周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

別紙1

5 健第30.00号

令和5年6月28日

厚生労働省医政局医事課長 様

福島県保健福祉部長



医師法第17条の解釈について（照会）

このことについて、医師免許を有しない者が、針先に色素を付けながら皮膚の表面に墨等の色素を入れて、

- (1) 眉毛を描く行為
- (2) アイラインを描く行為

を業として行った場合、医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反と解してよろしいか伺います。

医政医発 0703 第 4 号
令和 5 年 7 月 3 日

福島県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について (回答)

令和 5 年 6 月 28 日付け 5 健第 3000 号をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 17 条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為 (医行為) を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

御照会の行為は、医行為に該当し、医師免許を有さない者がこれを業として行うのであれば、医師法第 17 条に違反するものと思料する。

なお、今般、令和 2 年 9 月 16 日最高裁判所決定 (平成 30 年 (あ) 1790 号医師法違反被告事件) において、当該決定におけるタトゥー施術行為は医行為でないと判示されたが、御照会の行為は、医療の一環として医師・看護師等の医療従事者が関与している実態があることから、医行為該当性が否定されるものではないと考えられる。

以上